

総 則		頁
第1章	総則	1
第1節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
1	市	1
2	静岡県	1
3	警察	2
4	自衛隊	2
5	指定地方行政機関	2
6	指定公共機関	4
7	指定地方公共機関	5
8	公共的団体	6
第2節	市の自然条件	7
1	位置及び境域	7
2	地形・地質	7
3	気象	7
第3節	市の社会条件	7
1	人口	7
2	交通	7
3	産業構造	7
第4節	予想される災害と地域	8
1	風水害	8
2	地震	8
3	土石流・地すべり・がけ崩れ	8
4	火山噴火	8
5	火災	8
6	雪害	8
7	交通災害	8
8	複合災害・連続災害	8

発 災 前		頁
第2章	災害予防計画	9
第1節	通信施設等整備改良計画	9
第2節	防災資機材整備計画	9
1	応急活動のための資材、機材の整備計画	9
第3節	道路鉄道等災害防止計画	10
第4節	防災知識の普及計画	10
1	普及方法	10
2	普及すべき内容	11
3	市の実施事項	11
4	防災関係機関	13
第5節	防災のための調査研究	14
1	実施方針	14
2	災害発生状況調査	14
第6節	住民の避難体制	14
第7節	防災訓練	17
第8節	自主防災組織の育成	18
1	自主防災組織の概要	18
2	推進方法	18
3	研修会等の開催	18
4	市民の果たすべき役割	18
5	地域における自主防災組織の果たすべき役割	19
6	市の指導及び助成	20
7	自主防災組織と消防団との連携	21
第9節	事業所等の防災活動	21
第10節	地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	22
第11節	ボランティア活動に関する計画	22
1	ボランティア活動の支援	22
第12節	要配慮者支援計画	22
第13節	救助・救急活動に関する計画	25
第14節	応急住宅	25
第15節	重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	25
第16節	被災者生活再建支援に関する計画	26
第17節	市の業務継続に関する計画	26
第18節	複合災害対策及び連続災害対策	27
第19節	男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	27
第20節	災害に強いまちづくり	27

発 災 後		頁
第3章	災害応急対策計画	29
第1節	総則	29
1	市地域防災計画と県地域防災計画との関係	29
2	市の行う措置	29
3	防災業務計画と市地域防災計画との関係	29
4	この計画を理解し実施するための留意事項	30
第2節	組織計画	31
1	災害対策組織	31
第3節	動員計画	31
1	動員の実施基準	31
2	実施方法	31
第4節	通信情報計画	32
1	実施事項	33
2	情報伝達手段及び通信系統	34
3	災害の被害等の情報の収集及び伝達	34
第5節	災害広報計画	35
1	広報実施方法等	35
2	防災関係機関	35
3	報道機関への情報発表	36
4	経費負担区分	36
5	住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法	36
第6節	災害救助法の適用計画	36
1	災害救助法の適用基準	36
2	被害世帯の算定基準	36
3	災害救助法の適用手続	37
第7節	避難救出計画	37
1	避難誘導	37
2	被災者の救助	40
3	避難地への避難誘導・運営	41
4	避難所の開設・運営	42
5	災害救助法に基づく市の実施事項	43
6	知事に対する応援要請	44
7	避難行動要支援者の支援	44
8	広域避難・広域一時滞在	45
第8節	愛玩動物救護計画	46
第9節	食料供給計画	46
1	実施主体と実施内容	47
2	災害救助法に基づく市の実施事項	47
3	交通、通信が途絶して市町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置	48
第10節	衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画	48
1	実施主体と実施内容	48
2	災害救助法に基づく市の実施事項	49
第11節	給水計画	49
1	実施主体と実施内容	49
2	災害救助法に基づく市の実施事項	50
第12節	被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	50
1	被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定	50
2	災害危険区域の指定	51
3	応急住宅の確保	51
4	災害救助法に基づく市の実施事項	52
5	要配慮者への配慮	53
6	住宅の応急復旧活動	53
7	非常災害時における特例	53
第13節	医療・助産計画	53
1	基本方針	53
2	医療救護本部、救護所及び救護病院	53
3	実施主体と実施内容	54
4	災害救助法に基づく市の実施事項	54
5	非常災害時における特例	55
第14節	防疫計画	55
1	市の実施事項及び要請事項	55
2	市民及び自主防災組織の実施要領	55
3	関係団体の実施事項	55
4	その他	55

発 災 後		頁
第15節	清掃及び災害廃棄物処理計画	56
1	基本方針	56
2	し尿処理	56
3	廃棄物（生活系）処理	56
4	災害廃棄物処理	57
5	非常災害時における特例	57
第16節	遺体の捜索及び措置埋葬計画	57
1	基本方針	58
2	実施主体と内容	58
3	災害救助法に基づく市の実施事項	59
4	非常災害時における特例	59
第17節	障害物除去計画	59
1	災害救助法に基づく市の実施基準	59
2	災害救助法に基づく市の実施事項	59
3	知事に対する要請事項	59
4	災害の拡大と二次災害の防止活動	60
第18節	社会秩序維持計画	60
第19節	輸送計画	60
1	市	60
2	防災関係機関の緊急輸送	62
3	災害救助法の規定による輸送の範囲	62
第20節	交通応急対策計画	62
1	陸上交通の確保	62
第21節	応急教育計画	65
1	基本方針	65
2	計画の作成	66
3	災害救助法に基づく市の実施事項	66
4	市の実施事項	66
第22節	社会福祉計画	67
1	基本方針	67
2	市の実施事項	67
第23節	消防計画	68
1	消防活動	68
第24節	応援協力計画	70
1	要請の実施基準	70
2	実施方法	70
第25節	ボランティア活動支援計画	71
1	市の実施事項	71
第26節	自衛隊派遣要請計画	71
1	災害派遣要請の範囲	71
2	災害派遣要請	72
3	災害派遣部隊の受入れ体制	72
4	災害派遣部隊の撤収要請	73
5	経費の負担区分	73
第27節	相互応援協力計画	73
1	応援派遣要請の実施事項	73
2	災害相互応援	74
第28節	電力施設災害応急対策計画	74
1	応急措置の実施	74
2	県との連絡協議	74
第29節	ガス災害応急対策計画	75
1	非常体制組織の確立	75
2	応急対策	75
3	県、市等との連絡協議	75
4	事故の報告	75
第30節	下水道災害応急対策計画	76
第31節	突発的災害に係る応急対策計画	76
1	市の体制	76
第32節	市有施設及び設備等の対策計画	85
1	市防災行政無線	85
2	公共施設等	85
3	コンピューター	87

復 旧 ・ 復 興 期		頁
第4章	復旧・復興対策	88
第1節	災害復旧計画	88
第2節	激甚災害の指定	89
第3節	被災者の生活再建支援	89
1	災害弔慰金等の支給	89
2	被災者の援護	89
3	要配慮者の支援	90
第4節	風評被害の影響の軽減	90
1	正しい情報の提供	90
2	必要な検査等の実施	90
3	被害の拡大防止	90
4	関係機関との連携	90